

## 2. 都道府県教育委員会等に対する指導

第四次薬物乱用防止五か年戦略の策定を受け、薬物乱用防止教育の充実について徹底するよう指導。(平成25年9月、スポーツ・青少年局長通知)

### 1 児童生徒への薬物乱用防止教育の充実

小学校、中学校及び高等学校等においては、児童生徒への薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」の例示として示されている「健康」に関する横断的・総合的な課題についての学習活動等も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導すること。

### 2 研修の機会の拡充

薬物乱用の有害性・危険性のみならず、社会環境などによって助長されることがあるため、それらの知識を活用する学習活動を取り入れるなど指導方法の工夫を行うこと。その際、都道府県教育委員会等においては、教職員に対する研修機会の拡充を図ること。

### 3 「薬物乱用防止教室」の開催

学校保健計画において位置付け、すべての中学校及び高等学校において、年に1回は「薬物乱用防止教室」を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても「薬物乱用防止教室」の開催に努めること。

※平成26年7月22日に、いわゆる「脱法ドラッグ」の名称が「危険ドラッグ」に呼称が変更になったことを各都道府県教育委員会等に周知(平成26年7月28日)



#### 4 「薬物乱用防止教室」の開催における関係機関等との連携の充実

薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官OB、学校薬剤師等の協力を得るため、関係機関等との連携の充実を図ること。

なお「薬物乱用防止教室」は、外部専門家による指導が望ましいものの、国や教育委員会等が開催する研修会等において研修を受けた薬物乱用防止教育に造けいの深い指導的な教員の活用も考えられる。

※警察庁と連携し、各都道府県教育委員会等に、都道府県警察本部と連携充実を図り、学校が薬物乱用防止教室を行う場合には警察職員の協力を求められるように対応するように周知(平成28年1月28日)

#### 5 研修内容の充実

都道府県等が開催する薬物乱用防止教室指導者研修会等は、児童生徒の発達段階、体育・保健体育における指導状況等への理解を深めるよう、内容を充実すること。

#### 6 警察との連携強化

学校警察連絡協議会等において、合法ハーブ等と称して販売される薬物等に関する情報の提供を受けたり、地域における青少年の薬物乱用について情報交換を行ったりするなど、警察と学校関係者等との連携を一層強化すること。

#### 7 関係機関・団体等との連携強化

薬物乱用防止教育の充実強化に資するべく、関係機関・団体等による研修会の開催や参考資料等の作成が促進されるよう、一層の連携強化を図ること。

#### 8 大学等における啓発及び指導の徹底

大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。

